

平成 2 5 年 4 月 1 日
一般社団法人日本果汁協会

「国と特に密接な関係がある」一般社団法人への該当性について（公表）

当法人は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成 1 9 年法律第 1 0 8 号。以下「改正法」という。）による改正後の国家公務員法（昭和 2 2 年法律第 1 2 0 号。以下「改正国公法」という。）第 1 0 6 条の 2 4 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 1 2 条並びに独立行政法人通則法（平成 1 1 年法律第 1 0 3 号）第 5 4 条の 2 第 1 項において準用する改正国公法第 1 0 6 条の 2 4 第 1 項第 4 号及び改正法附則第 1 0 条において準用する改正法附則第 1 2 条、職員の退職管理に関する政令（平成 2 0 年政令第 3 8 9 号）第 3 2 条及び附則第 4 条、特定独立行政法人の役員の退職管理に関する政令（平成 2 0 年政令第 3 9 0 号）第 1 8 条及び附則第 3 条、職員の退職管理に関する内閣府令（平成 2 0 年内閣府令第 8 3 号）第 9 条及び附則第 3 条、並びに特定独立行政法人の役員の退職管理に関する内閣府令（平成 2 0 年内閣府令第 8 4 号）第 8 条及び附則 3 条の諸規定に関し、「国と特に密接な関係がある」一般社団法人に該当しないので、その旨公表いたします。